

平成31年度弘前市自主防災組織育成支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、弘前市自主防災組織育成推進要綱（平成23年弘前市告示第412号）規定の趣旨に則り、自主防災組織の充実強化による地域防災力の向上を図るため、平成31年度予算の範囲内において、弘前市自主防災組織育成支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、平成31年度中に結成された自主防災組織とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が行う防災活動のうち、別表に掲げる防災用資機材を購入する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額又は600,000円のいずれか少ない額とする。

(交付申請)

第5条 規則第3条の補助金等交付申請書は、平成31年度弘前市自主防災組織育成支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 自主防災組織の規約の写し
- (4) 自主防災組織の役員名簿
- (5) 自主防災組織の組織図
- (6) 自主防災組織の活動計画書
- (7) 自主防災組織の活動区域図
- (8) 補助金申請額の積算の根拠となる見積書の写し

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ平成31年度弘前市自主防災組織育成支援事業費補助金事業変更承認申請書（様式第4

号)を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (2) 補助事業を行うために工事の施工、物品の購入等をする場合は、市内業者（市内に本店、支店、営業所等を有するものをいう。以下同じ。）に発注するものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書（様式第5号）を提出しなければならない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ平成31年度弘前市自主防災組織育成支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（交付決定）

第7条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、平成31年度弘前市自主防災組織育成支援事業費補助金交付決定通知書（様式第7号）とする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

（実績報告）

第9条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、平成31年度弘前市自主防災組織育成支援事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第8号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第9号）
- (2) 収支決算書（様式第10号）
- (3) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し
- (4) 購入した防災資機材の保管場所の位置図
- (5) 補助事業により整備した資機材の規格等を記した一覧表

3 補助事業により整備した資機材は、原則として担当職員が現地確認するものとする。

4 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

5 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第6条第2号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は平成32年3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定通知）

第10条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、平成31年度弘前市自主防災組織育成支援事業費補助金交付額確定通知書（様式第11号）とする。

（財産の管理及び処分）

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具につ

いての台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 規則第20条ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた当該機械及び器具の耐用年数を経過するまでの期間とする。
- 3 規則第20条第2号の市長が定めるものは、補助金により取得した機械及び器具のうち取得価格が50,000円以上のものとする。

（補助金の請求等）

第12条 補助金の請求は、平成31年度弘前市自主防災組織育成支援事業費補助金請求書（様式第12号）を市長に提出して行うものとする。

- 2 補助金は、口座振替により交付する。
- 3 補助金は、概算払により交付することができる。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 改元以後の日を旧元号により表示しているものは新元号に読み替え、これを有効なものとして取り扱う。